新型コロナウイルス感染症　出席停止期間について

新型コロナウイルス感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

令和5年度5月8日より出席停止基準が変更され、新型コロナウイルス感染症の場合は、

「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」
（軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること）

と変更されました。

これにより、**「発症した後5日を経過」**かつ**「症状が軽快した後1日を経過」**の両方を満たすまでの期間は、登校する事ができません。

どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後5日は出席停止となります。

熱が下がったり、症状が軽快した日によって、出席停止期間が延長していきます。（下表参照）

通知書につきましては、保護者の方に記載していただき、登校可能日に学校へ提出してください。

出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願いします。

新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表

		発症日	発　症　後						
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1	発症後1日目に解熱した場合（最低基準）	発熱	解熱	解熱後1日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	発症後5日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	